



広報誌

2020

10

No.1025

やま と たか が だ



特集:認知症にやさしい大和高田市をめざして〔写真:RUN伴2019〕

※今年の「RUN伴2020」は中止です

掲載している市主催のイベントなどについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催時点で中止・延期となっているものがあります。最新の情報は市ホームページまたは、各お問い合わせ先まで確認してください。ご理解・ご協力をお願いします。

INDEX

認知症とともに歩み続ける ①～② 新たに3件の文化財が市の指定となりました! ③～④

こども園・幼稚園・保育所募集要項 ⑤～⑥ ふるさと大和高田応援寄附金 返礼品協力事業者募集 ⑦

不動産売却の実施 他 ⑧ まちの話題 ⑨ 消費生活センターから ⑩ 浄化槽の維持管理はできていますか 他 ⑪～⑫
いま、市立病院では ⑬ 人権シリーズ ⑭ BOOKサロン ⑮ 各種相談 ⑯

認知症とともに歩み続ける

認知症にやさしい太和高田市をめざして



認知症とは？

認知症とは、いろいろな原因で脳の働きが悪くなることで、さまざまな障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態（約6か月以上継続）をいいます。

認知症には、アルツハイマー型認知症や脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症などがあります。



早期発見・治療が大切！

認知症は、早期に発見して適切な治療をすれば、改善したり進行を遅らせたりすることができます。



軽度認知障害（MCI）とは

「認知症予備軍」とも呼ばれ、正常な状態と認知症の中間を指します。

記憶力や注意力といった脳の認知機能が正常より低下していますが、日常生活には支障がなく、認知症には至っていない状態です。

軽度認知障害（MCI）は、放置すると症状が進み、認知症へと移行する可能性が高い状態です。

本人だけでなく、家族や周りの人の気づきが何よりも大切です。「認知症かな？」と気になる人は、本市ホームページ掲載の「認知症簡易チェックシート」でチェックしてみてください。



備えが大切！

早期に受診することで、今後の準備をすることができます。

症状が軽いうちに、本人や家族、周りの人も認知症のことを知り、病気と向き合い話し合うことで、今後の生活の準備をすることができます。



予防が大切！

バランスの良い食生活や適度な運動、趣味活動など、次のポイントを心がけ、認知症を予防しましょう。



認知症を予防するポイント

- ・青背の魚を積極的に食べる
- ・野菜や果物を多く食べる
- ・水分を十分にとる
- ・ウォーキングなどの有酸素運動をする
- ・頭を使う趣味をもつ
- ・人との絆を大切にする



65歳以上の高齢者の4人に1人は認知症またはその予備軍といわれています。こうした中、「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策推進大綱が、昨年6月に公表されました。

認知症は「誰もがなりうるもの」であり、決して特別なものではありません。

認知症とともに、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、認知症を正しく理解し、身近なものとして考えてみましょう。

そして、認知症があってもなくても、同じ太和高田市の一員として、より良い地域を作っていきましょう。

認知症チェックリスト

認知症の初期段階では、次のような症状がみられます。該当する症状がないかチェックしてみましょう。

- ☐ 日にちや曜日がわからないときがある
- ☐ 置き忘れやしまい忘れが増えた
- ☐ 料理、片付け、計算などミスが多くなった
- ☐ 人づきあいや外出がおっくうになった
- ☐ 些細なことで怒りっぽくなった

～認知症の人、家族を支えます～

地域包括支援課は、高齢者やその家族の相談窓口です。認知症をはじめ、介護や福祉、高齢者の権利に関することなどさまざまな相談を受け付けます。また、介護などについて話し合う「家族介護者交流会」の開催なども行っています。

地域包括支援課は、大和高田市役所 1 階にあります。大切な人やご自身の心配ごと、気がかりなことがあれば、ひとりで抱え込まず、私たちに相談してください。

認知症初期集中支援チームがサポートします

認知症が疑われる人や認知症の人が抱える生活のしづらさ、認知症に関する心配ごとや困りごとを解決するため、チームでサポートします。

チーム員は、医師や保健師、看護師、社会福祉士などの専門職です。それぞれの経験や知識を活かしながら、認知症の初期ではなく、心配ごとや困りごとが起こってから早期に支援します。

【対象者】

40 歳以上で、自宅で生活している認知症やその疑いのある人のうち、

- 医療や介護のサービスを利用していない人、または中断している人
- 医療や介護のサービスを利用しているが、認知症の症状が悪化して悩んでいる人
- 認知症の確定診断を受けていない人

認知症サポーター養成講座

認知症サポーターは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族をあたたく見守る応援者です。講座修了者には、認知症サポーターの証である「オレンジリング」をお渡しします。

地域や団体、企業などを対象に講師を派遣します。詳しくは、地域包括支援課まで問い合わせてください。



おまもりカードの配布

認知症などが原因で外出先から帰れなくなり、行方がわからなくなったり事故にあったりするのを防ぐため、緊急連絡先を記入できる「おまもりカード」をお渡ししています。



認知症ケアパスの配布

認知症とともに生きていくための“道しるべ”として、地域包括支援課で配布しています。

困ったときに、どのようなサービスや支援を受けることができるのか、相談窓口や医療の情報などを掲載しています。



オレンジカフェで「ほっ」と一息

認知症の人や家族、地域の人などが語り合ったり、お互いの経験を共有したりできる場所があります。

不安な思いの解消や認知症に関する情報発信、本人同士、家族同士の交流などいろいろな役割があります。詳しくは、地域包括支援課まで問い合わせてください。

【問い合わせ】大和高田市地域包括支援課 ☎ 0745-22-1101 (内線 558)

新たに3件の文化財が 市の指定となりました！

文化財は、地域の歴史や文化の成り立ちを理解する上で欠くことのできない貴重な財産で、将来の文化の向上・発展の基礎をなすものです。市教育委員会では、これらの文化財の中でも特に重要なものを指定し、その保護に努めています。

令和2年7月30日に開催された定例教育委員会において、大和高田市文化財保護審議会（会長 浦西勉）の答申に基づいて審議が行われ、新たに3件の文化財が指定されましたので紹介します。



大和高田市指定文化財

（令和2年10月1日現在）

件数	種別	名称	所在地	指定年月日
1	有形文化財 （建造物）	高田御坊専立寺 表門、築地、太鼓楼（茶所）	内本町	平成8年12月24日
2	有形文化財 （建造物）	天満神社石塔 層塔、多宝塔（附）残欠部品	根成柿	平成8年12月24日
3	有形文化財 （建造物）	安楽寺跡 題目板碑	根成柿	平成8年12月24日
4	有形文化財 （考古資料）	池田の石棺仏（附）石棺底石	池田	令和2年7月30日
5	有形文化財 （歴史資料）	常光寺名号碑	旭北町	令和2年7月30日
6	有形民俗 文化財	西宮神社の四季農耕図絵馬	曾大根	令和2年7月30日



常光寺名号碑

有形文化財（歴史資料）

「常光寺名号碑」 一基

名号碑は、常光寺（旭北町）の墓地内に立っています。常光寺は高田城主であった当麻氏の菩提寺として、文明3（1471）年に当麻三河守為長によって造立された寺院です。

名号碑は碑面の上方に大きく六字名号「南無阿弥陀仏」が刻まれ、下半部には多数の法名などが陰刻されています。その中には、為長、為政、為綱ら当麻氏一族の名も認められることから、室町時代の天文24（1555）年に三界萬霊の供養のために造立された供養碑であることがわかります。

造立年代が明らかで、高田城主であった当麻氏をはじめとした人名が認められるなど、本市の歴史を知る上でたいへん貴重な資料です。



有形文化財（考古資料）

「池田の石棺仏（附）石棺底石」

石棺仏は、大字池田に所在する地蔵堂内に安置されています。古墳時代の古墳に埋葬された石棺の蓋石の内面に、右手に錫杖を持った地蔵菩薩立像が彫り出されています。制作年代は鎌倉時代中期と考えられます。発見当初から尊顔（お顔）が欠損していることは認識されていましたが、近年、お像の足元以下の劣化が著しく、大きく崩落しています。

石棺仏は県内でも類例が少ない資料であるほか、市内出土の古墳時代石棺としても高い学術的価値を有します。

なお、隣接する春日若宮神社の本殿脇には、石棺の底石と考えられる石が保管されており、両者はもともと同じ石棺の蓋石と底石であったと考えられています。石棺仏（石棺蓋石）とともに、一対として価値があることから、附（つけたり）指定として保存を図ることとなりました。



池田の石棺仏



（附）石棺底石

有形民俗文化財

「西宮神社の四季農耕図絵馬」一面

絵馬は、明治23（1890）年に西宮神社（大字曾大根）に奉納されたものです。現在は県立民俗博物館（大和郡山市矢田町）へ寄託（預けること）されているため、西宮神社の拝殿には複製品が掲げられています。

絵馬は縦約180センチメートル、横約240センチメートルの大絵馬で、田起こしに始まり、蔵入れに終わる13の農作業の様子が克明に描かれています。農作業をする人々は男女合わせて35人（男性17人、女性15人、子ども3人）。それぞれの表情は豊かで生き生きとしています。

注目されるのは、画面左上の女性3人が綿を摘んでいるところで、早くから綿作が行われてきた本市の特色をよくあらわしています。

〔生涯学習課 電話 53・6264〕



西宮神社の四季農耕図絵馬

こども園・幼稚園・保育所募集要項

（私立幼稚園を除く）

▽申込書類の配布開始日 10月1日(木)

※書類の配布・提出場所は、以下の各施設の記事を見てください。

▽受付期間 10月19日(月)～23日(金)

※期間内の申し込みを優先して、選考・調整します。

▽入園(所)対象児の生年月日

・こども園(教育認定)・幼稚園

平成27年4月2日

～平成30年4月1日

※「こども園(教育認定)」とは、こども園の幼稚園相当のクラスのことです。

・こども園(保育認定)・保育所

平成27年4月2日以降

・トナリのかなえ保育園

平成30年4月2日以降

※令和2年10月1日以降に子どもが生まれた、または生まれる予定の人は、保育課へ問い合わせてください(入所・入園は、満6か月を迎えた月の翌月からとなります)。

※育児休業や妊娠中で、令和3年度途中に職場復帰する人も、期間内に申し込んでください。

■保育所(園)・こども園

▽申込書類の配布場所

市保育課、各保育所(園)・こども園

▽申込書類の提出先・受付時間
第1希望の施設へ提出

施設名	受付時間
高田こども園・土庫こども園 片塩保育所・浮孔保育所	午前7時30分～午後7時
天満保育所・みどり保育所 磐園保育所・高田西保育所	午前7時30分～午後6時
つぼみ認定こども園	午前8時30分～午後7時
よのもと保育園	午前9時30分～午後5時
三倉堂保育園	午前8時30分～午後6時
かなえ保育園 トナリのかなえ保育園	午前9時～午後4時

▽保育所・こども園(保育認定)の利用要件

父母いずれも(父母と別居している場合は、児童の面倒をみている人)が、仕事や病気などで児童を保育することができない場合

▽選考・調整方法

・保育所・こども園(保育認定)

「保育利用調整基準」により、優先度の高い児童から入所(園)を決定します。

・こども園(教育認定)

幼稚園の入園優先順位に準じて、入園児童を決定します。

※定員に余裕がない場合は、第2希望以下の施設の利用相談となります。

▽保育時間

私立施設は、各施設に直接問い合わせください。

・公立保育所・こども園(保育認定)

原則として、午前8時30分～午後4時30分(土曜日は正午まで、日曜・祝日は休み)

※施設により、基本時間外保育を行っています。

・公立こども園(教育認定)

午前8時30分～午後2時(土・日・祝日は休み)

※預かり保育：教育時間終了後～午後5時

▽必要書類

①申請書(本人確認書類と、マイナンバーの確認書類の提示が必要)

②父母などの保育理由証明書(保育認定のみ)

③保育利用調整基準(保育認定のみ)

④基本時間外保育利用申請書(保育認定の該当者のみ)

⑤食物アレルギーの指示書(該当者のみ)

⑥障害者手帳のコピー(該当者のみ)

⑦診断書(子どもが、子ども家庭相談センター、リハビリセンターへ通っている人など)

⑧(特別)児童扶養手当証書のコピー(該当者のみ)

⑨保育料等算定に係る事項の申出書(該当者のみ)

⑩健康調査票(公立施設のみ)

⑪入所(園)申込チェックシート

⑫令和2年度市町村民税(非)課税証明書(令和2年1月1日に大和高田市に住民票がなかった人のみ)

▽こども園の募集予定人数

【保育認定】

・高田こども園：0歳(6名)1歳(9名)2歳(3名)3歳(5名)4歳(11名)5歳(4名)

・土庫こども園：0歳(9名)1歳(8名)2歳(4名)3歳(7名)4歳(1名)5歳(3名)

【教育認定】

・高田こども園：3歳(35名)4歳(9名)5歳(5名)

・土庫こども園：3歳(25名)4歳(2名)5歳(21名)

※同じ施設で、保育認定・教育認定の一方の申し込みが募集人数を超え、一方が募集人数に満たない場合、募集

人数に満たない人数分、募集人数を超えた区分の児童に入園していただきます。受付期間外の2次募集は行いませんが、調整後も空きがある場合は、随時申し込みを受け付けます。

※園児の退園などにより、入園者数が変動することがあります。

▽入所(園)の内地

令和3年2月に通知予定

※提出書類や記載内容に虚偽があった場合は、内定を取り消します。

▽保育料・副食費徴収免除の決定

・4月～8月分：令和3年3月に通知予定

・9月～3月分：令和3年8月に通知予定

※保育料・給食費を滞納すると、督促手数料・延滞金の徴収、財産などの差し押さえを行います。

〔保育課 内線566・562〕

■幼稚園

▽保育時間

月～金曜日 午前8時30分～午後2時

※預かり保育：教育時間終了後～午後5時

▽費用

●保育料：無償

●給食費：月額4,100円(一定の要件(※)を満たす人は、一部減額されます)。

(※)詳しくは、学校教育課に問い合わせてください。

●預かり保育

平日(長期休業日を除く)1回3000円
長期休業日(4時間以下)1回4000円(4時間を超える)1回8000円

※預かり保育の利用料の一部または全部が無償化される制度があります。対象となるのは保護者および配偶者が就労などにより家庭で子どもを保育することが困難な世帯です。申請方法などは、入園決定後にお知らせします。

●その他に保育材料などの諸費が必要。

▽受付時間・募集年齢・定員

施設名	受付時間	募集予定園児数		
		3歳児	4歳児	5歳児
片塩幼稚園	午前9時～ 午後5時	30名	22名	27名
浮孔幼稚園		30名	23名	27名
磐園幼稚園		30名	23名	22名
陵西幼稚園		30名	19名	11名
菅原幼稚園		30名	15名	13名
浮孔西幼稚園		30名	10名	22名

※本募集で3歳・4歳児クラスが定員に達した場合、次年度の4歳・5歳児クラスの募集を行わない場合があります。

※3歳児クラスにおいて、園児数が20人を超えた場合は、2クラスに分けて保育を行います。ただし、募集期間内に申込者数が20人を超えなかった場合は、1クラス運営とするため、20人を超えての追加の募集は行いません。

※園児の入園・退園などにより、募集園児数が変動することがあります。

▽申込書類の配布場所

各幼稚園・大和高田市役所2階
市学校教育課

▽必要書類(入園を希望する幼稚園に提出)

①入園願書

②施設型給付費教育・保育給付認定申請書

※書類の作成には印鑑、入園する子ども・保護者およびその配偶者のマイナンバーの記入が必要です。また、提出の際に、提出者の本人確認書類、保護者のマイナンバー確認書類の提示が必要です。

【該当者のみ必要なもの(給食費の減免対象かどうかの判定に必要)】

③令和2年度市町村民税(非)課税証明書(令和2年1月1日に大和高田市に住民票がなかった人のみ)

▽申込書類の提出先・受付時間

第1希望の幼稚園

午前8時30分～午後5時15分

▽幼稚園の入園優先順位(基準日：10月1日)

申込者数が募集人員を超えた場合は、募集期間内の申込者の中から、次の優先順位で入園を決定します。この方法によっても募集人員を超えている場合、抽選により決定します。

・第1優先順位 入園を希望する園に、すでに兄弟・姉妹が在園(現5歳児は除く)している人

・第2優先順位 入園を希望する園の小学校区に在住する人、または通園距離が0.5km未満の人

・第3優先順位 通園距離が1.0km未満の人

・第4優先順位 通園距離が1.5km未満の人

・第5優先順位 通園距離が2.0km未満の人

※応募した幼稚園において、申込者多数により入園できなかった人は、他の幼稚園の利用定員に空きがあれば、希望により入園することができません。

〔学校教育課 内線151〕



ふるさと大和高田応援寄附金 返礼品協力事業者募集

「ふるさと納税で返礼品」

自慢の品を全国にPRしませんか？



企画創生課では、本市のふるさと納税制度である「ふるさと大和高田応援寄附金」の返礼品として、商品やサービスをご提供いただける事業者の皆さんを募集しています。

「ふるさと大和高田応援寄附金」は、全国の人に商品などの魅力を知ってもらうことや販路拡大にもつながる制度です。大和高田市では、ポータルサイトに掲載することにより全国的に認知度が高まっており、平成30年度、令和元年度ともに2千万円を超えるご寄附を全国各地からいただいています。この制度を活用して自慢の商品やサービスのPRを行いませんか。

【募集要件】

（以下のすべての要件を満たしている取扱事業者）

- 各種法規則、条例などに沿った生産、製造、サービスの提供などを行っていること。
- 市税の滞納がないこと。
- 役員などが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）。または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

● 個人情報保護の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および大和高田市個人情報保護条例（平成13年条例第27号）に基づき、個人情報を適切に扱うことができる事業者であること（取得した個人情報は返礼品の発送以外の目的に使用することはできません）。

【募集する返礼品】

（以下のすべての要件を満たしている品）

- 市内で生産、製造などが行われているものまたは栽培、採取、育成された原材料を使用しているものの、いずれかに該当していること。
- 品質および数量の面において、安定供給が見込めること（ただし、期間限定・数量限定で供給可能な商品なども要件を満たすものとする）。
- 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など、関係法令を遵守し、違反して

いないものであること。

● 大和高田市の地域産業の振興につながる要素を持つものであること。

● 飲食物の場合、寄附者に返礼品が到着後、適切な賞味期限が保証されるものであること。

● 換金性の高い商品やサービスではないこと。など

○取扱事業者のメリット

(1) ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」、「さとふる」、「楽天ふるさと納税」に返礼品の内容・画像・紹介文・事業者名などを掲載します。

※返礼品の基準（提供数量・賞味期限など）については、すべてのサイトに掲載できないことがあります。

(2) 返礼品の発送時に、自社商品のパンフレットなどを同封することができます。

詳しくは、大和高田市ホームページに掲載していますので、確認してください。

〔企画創生課 内線275〕

◎不動産公売の実施

下表の不動産について公売を実施します。

売却区分番号	地名	地番	地目	地積	見積価額	公売保証金
大和高田市-2-3-1	大字松塚	① 356 番 1 ② 357 番 3 ③ 356 番 3 ④ 356 番 4 ⑤ 357 番 4	①・②： 田（現況：畑） ③・④・⑤： 公衆用道路	① 264.00㎡ ② 180.00㎡ ③ 128.00㎡ ④ 43.00㎡ ⑤ 26.00㎡	820,000 円	82,000 円
大和高田市-2-3-2	大字松塚	496 番	田	1000.00㎡	2,230,000 円	223,000 円
大和高田市-2-3-3	大字松塚	667 番 2	畑	981.00㎡	1,870,000 円	187,000 円

公売の日程

▷とき 11月25日(水)

- ・公売保証金の納付 午前10時～午前10時30分
- ・入札期間 午前10時40分～午前11時
- ・開札時間 午前11時

▷ところ 大和高田市役所4階会議室



(留意点)

1. 今回の公売財産はすべて農地(田もしくは畑)ですので、公売に参加される人は、大和高田市農業委員会が発行する「買受適格証明書」が必要です。10月23日(金)までに、大和高田市役所農業委員会事務局で申請・受理できるようにしてください。なお、買受適格証明書の交付は、11月11日(水)以降を予定しています。
2. 公売財産を表示している内容が変更となる場合がありますので、詳しくは市ホームページを確認、または市役所収納対策室(内線252)まで問い合わせてください。

(収納対策室 内線252)

手話を覚えよう

新型コロナウイルス感染症予防のため、不要不急の外出を控え、インターネットを利用して各地域の観光地を見ることで、旅行気分を味わうことができます。今回は観光地の手話をいくつか紹介します。



〈富士山(静岡)〉

両手2指を少し左右に引いて左右斜め下へ下ろす。

〈琵琶湖〉 ①滋賀+②湖

①滋賀

丸めた左手を左肩前に置き右手親指を腹前で2回下ろす(楽器のびわを弾くような感じ)。

②湖

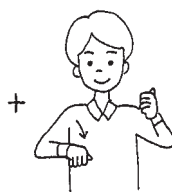
丸めた左手5指の人差し指側から親指側へ右手親指を回して円を描く。

〈東京〉

両手2指を直角に伸ばし、親指の指先を向き合わせて同時に2回上げる。1回上げると「東」という手話。

〈京都〉

両手2指を直角に伸ばし、親指の指先を向き合わせて同時に2回下ろす。1回下げると「西」という手話。



〔社会福祉課 内線534〕

三井島システム実践体操



▽会員数 11人

▽活動概要 毎週土曜日午前9時30分～10時30分に、市民交流センターで1時間の体操をしています。仲間と共に、いつまでも動く身体を作るため活動しています。

▽団体理念 三井島智子先生が体育学的、解剖学を基に考案された身体運動です。体操を継続することで日常生活での動作がよりスムーズになります。いつまでも動ける身体、軽い身体作りを実践しています。

▽連絡先 谷口

☎090・7098・1072

市民交流センター(コスモスプラザ)に登録している活動団体を、順次紹介します(順不同)。

一緒に活動したいと思う人、または興味のある人は、連絡先まで問い合わせください。

〔市民協働推進課 ☎44・3210〕

マスクの収益金を含めた寄附

8月25日(火)、株式会社 Real Style さん、地域の皆さんの健康と本市への支援を目的に販売されたコットンマスクの収益金を含む寄附金105万436円の贈呈がありました。

たばり繊維加工(コットンマスクの製造メーカー)代表の岡本卓哉さんとともに来庁された代表取締役の鍵谷健さんによると、コロナ禍のなか、日々頑張っておられる医療従事者、医療機関に対し支援したいとの想いから、その感染症対策として市立病院で活用してほしいとのことでした。

堀内市長は、「このような形で応援いただき本当にありがとうございます。」と感謝を述べました。

〔秘書課 内線312〕



左から堀内市長、鍵谷健さん、岡本卓哉さん

感染症対策資金として総会の費用を寄附

8月27日(木)、『小さな親切』運動「大和高田支部より、寄附金12万円の贈呈がありました。『小さな親切』運動」は、明るく住みよい郷土と人間性にあふれた地域社会の建設に寄与することを目的に設立された団体であり、来庁された代表の河村憲一さんによると、新型コロナウイルス感染症の影響で総会を開けなかったため、その費用を市の新型コロナウイルス感染症対策に役立ててほしいとのことでした。

堀内市長は、「新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、その対策に有効に活用させていただきます。大変ありがとうございます。」と感謝を述べました。

〔秘書課 内線312〕



河村憲一さん(左)と堀内市長(右)

スタンプラリー企画

「やまタグっ!」

「やまタグっ!」は、「大和高田市の事業者でタッグを組む」という思いを込めて名づけられました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による売り上げ減少により、厳しい経済状況におかれている市内事業者への支援と地域活性化を目的に企画されたスタンプラリーです。

▽とき 9月1日(火)～11月30日(月)

▽参加店舗 市内40店舗

参加店舗で買い物または利用するとスタンプカードがもらえます(500円で1個スタンプを押印します)。

詳しくは、「やまタグっ!」のチラシを市役所、公共施設、参加店舗などに設置していますので、ご確認ください。

※スタンプカードは各店舗ごとに数に限りがあり、配布終了となっている場合があります。

▽問い合わせ先

実行委員会 岸本

☎090・3848・6622



実行委員会の皆さん



〔産業振興課 内線265〕

生活消費センターから

新型コロナウイルスの影響で ネット通販トラブル 増えています！

いうネット通販詐欺によるトラブルも増えています。新しい生活様式により通販による買い物が今後増えることが予想されますが、ネット通販で購入する場合は事前に事業者情報をしっかり収集し、不審に思ったら購入しないよう注意しましょう。

消費者へのアドバイス

(定期購入)

1. 「お試し」「初回限定」など無料や数百円と格安を謳う広告の商品は定期購入の可能性が高いので注意しましょう。

インターネット通販で定期購入の場合は、契約金額の総合計を最終確認画面に表示することが義務付けられています。最終確認画面をクリックする前に必ず印刷するか、スクリーンショットを撮るなどして、契約内容を記録しましょう。

2. 解約・返品が可能か、解約方法や解約条件を確認しましょう。

通信販売には、クーリング・オフ制度はなく、広告に表示された「解約・返品可否」「解約・返品条件」など返品特約に従うことになります。初回の商品到着から数日

以内に申請しないと解約できない、解約は電話のみ受付としながら、電話がなかなかつながらない、〇〇日返品完全保証としながら、送られてきた書類などすべてが揃っていないと受け付けないというように解約可能と書いてあっても実際には解約が難しいという相談が多数あります。

3. 業者に連絡した記録は残しておきましょう。

業者に電話してもつながらず、解約の申請期間を過ぎてしまったというケースもみられます。業者に連絡した証拠として、電話、FAX、メールなどの記録を残しておきましょう。

(海外通販サイト)

1. 事業者の所在地や連絡先、他の利用者の評価など事業者の情報を事前に確認しましょう。

2. 一般に流通している価格よりも格安で販売されている場合、模倣品などの可能性が高いので十分注意しましょう。

3. クレジットカードが利用できず、支払い方法が銀行振り込みのみで個人名の口座の場合は十分注意しましょう。

4. 支払った後、不審に思ったことがあったら速やかに消費生活センターに相談してください。

給与ファクタリング ってなんだろう？

給与ファクタリングって聞いたことある？

給与をもらう権利を業者に売却することで、即時に手数料を引いた分の金額を受け取り、給与が支払われたら手数料を含めた金額を支払うものですね。

確かに債権の買い取りなので、金銭の貸し付けではなくて、借金でもないといわれていたと思います。

よく知ってるね。でも、給与ファクタリングの実態は貸金業だし、借金と同じなんだよ。

そうなんですか？

うん。高額な手数料を請求されたり、強引な取り立てを受けたケースもあるし、貸金業法の登録を受けずに、給与ファクタリングを業として行っていれば、ヤミ金融業者になるね。

職場や家族に取り立てが来てトラブルになったケースもあって、周りの人に迷惑をかけることにもなるし、インターネット広告などで「借金ではない」とか「審査なしで即日支給」とかそういった手軽さを売りにしているところは要注意だよ。

怖いですね…借りないのが一番ですが、借りるにしても、手数料などが年率換算でどのくらいなのかとか、確認した上でまともな業者からにしないといけませんね。

万が一、被害にあったらお金を支払う前に消費生活センターに相談してください。

浄化槽の維持管理は できていますか

10月1日は浄化槽の日

大和川の水質は、改善してきていますが、汚れている支川もまだ残っています。

○浄化槽の維持管理を適正に実施しましょう

浄化槽は微生物の働きで生活排水を処理するため、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理が必要です。

維持管理には保守点検、清掃、法定検査があり、法律で定期的に実施することが義務付けられています。

○保守点検

- ・装置の調整・修理などを行います。
- ・浄化槽保守点検業者に依頼してください。

▽問合せ先 保守点検業者（「エコなら」ホームページ内に業者名簿を掲載しています）

○法定検査

- ・浄化槽が適正に管理（清掃と保守点検）されているか、正常に働いているかを検査します。
- ・毎年1回の受検が義務付けられています。

▽問合せ先 （一社）奈良県環境保全協会 ☎22・5161

○清掃

- ・浄化槽の清掃（くみ取り）を行います。

- ・年1回以上の清掃が義務付けられています。

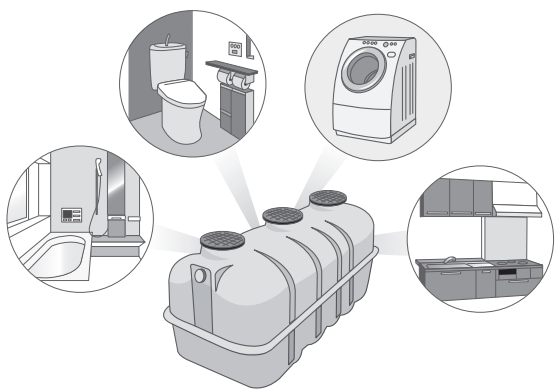
- ・浄化槽清掃業者に依頼してください（地域により許可業者が異なります）。

- ・使用を中止するときや解体するとき、必ず業者に連絡して最終くみ取りをしてください。

■おおよまと環境整美事業協同組合 ☎52・2982

■大和清掃企業組合 ☎52・3372
▽問合せ先 市環境衛生課

〔環境衛生課 内線282〕



蜂の駆除

初夏から晩秋にかけては蜂が活動する時期のため、家の軒下や屋根裏に、夏過ぎから巣を作り始めます。蜂の駆除は、巣が大きくなる前に、駆除業者（市では駆除できません）に依頼してください。家庭で市販の蜂用殺虫剤を使用する場合は、蜂の種類によって効き目が異なるので、注意してください。特に、スズメバチに刺されると死亡する危険性があります。巣には近寄らず、すぐに業者に駆除を依頼してください。

駆除業者が分からない場合は、県の許可団体である、ペストコントロール協会（☎0742・23・7312 ※火曜日休業）へ問い合わせてください。

〔環境衛生課 内線281〕



宝くじ助成金で地域コミュニティの活性化

一般財団法人自治総合センターの「令和2年度コミュニティ助成事業」の助成金を、次の団体が活用しました。

○昭和町ノースウイング自治会
▽活用内容

集会所のコミュニティ活動備品の整備

この事業は、宝くじの社会貢献広報事業として、住民の行うコミュニティ活動を推進し、宝くじの普及広報を目的として行われています。



〔自治振興課 内線225〕

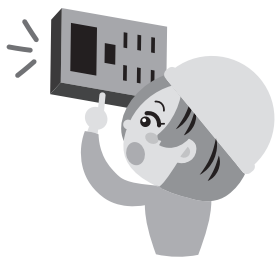
震災対策に感震ブレーカーを設置しましょう

東日本大震災や阪神淡路大震災などの火災原因では、電気に起因する火災が過半数を超えています。地震の揺れに伴う出火や、停電が復旧したときに発生する火災が主な原因です。

そこで、震災発生時、設定値以上の揺れを感じたとき、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止めることができる「感震ブレーカー」を設置しましょう。不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合、電気火災を防止できる有効な手段となります。

「感震ブレーカー」は、「分電盤タイプ」「コンセントタイプ」「簡易タイプ」の3種類があります。各家庭にあったタイプを選び、南海トラフ地震などが発生する前に設置するよう、早急な対応をお願いします。

〔高田消防署 25・0119〕



空き地の雑草除去

本市では、快適で住みよい環境づくりのため「大和高田市内の空き地に繁茂した雑草の除去に関する条例」を制定しています。

住宅地周辺の空き地に雑草が生い茂ると、周辺の人々に不快感を与えるばかりでなく、夏季は害虫、冬季は火災の発生原因になります。また、ごみの不法投棄や犯罪、交通事故などを引き起こすおそれもあります。

これらを防ぐためにも、空き地の所有者または管理者は、責任を持って適切に土地を管理しましょう。

〔環境衛生課 内線281〕



ごみの野外焼却(野焼き)は止めましょう

最近、市役所などに、「近所でごみを燃やしていて煙や悪臭で困っている」といったような苦情が多く寄せられています。

野外でごみを燃やすことは一部の例外を除いて、廃棄物の処理および清掃に関する法律第16条の2の規定により禁止されています。

簡易焼却炉(ドラム缶、ブロック製の炉など)の使用も法律違反になります。

近隣に住む人たちに迷惑をかけるためにも皆さんのご協力をお願いします。

家庭から出るごみや、家庭菜園や樹木剪定で出たごみは、少量であれば指定ごみ袋に入れて燃えるごみの日に出してください。多量になれば直接クリーンセンターに持ち込んでください。※有料

〔環境衛生課 内線281〕

トラクターなどを使用した後のお願い

農作業後にトラクター・コンバインなどで公道を走るときは、機械についた泥を必ず落としてから走行するようにお願いします。大きな泥のかたまりが道路に落ちると自動車だけでなく、歩行者や自転車などの通行の妨げになり大変危険です。

交通安全と環境美化のため道路に泥を落とさないようにしてください。

〔産業振興課 内線267〕

全国地域安全運動

県内の刑法犯認知件数は減少を続けている一方、高齢者を狙った振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害は依然として発生しています。特殊詐欺の対策として、まずは家族へ相談することや、家族間で合言葉を決めておくなどの方法がありますが、それぞれの地域が一体となって、地域の安全と安心を守る活動をしていくことも大切です。一人ひとりが防犯の意識を高く持ち、自らの身を犯罪から守りましょう。

▽運動期間

10月11日(日)～20日(火)

▽全国重点

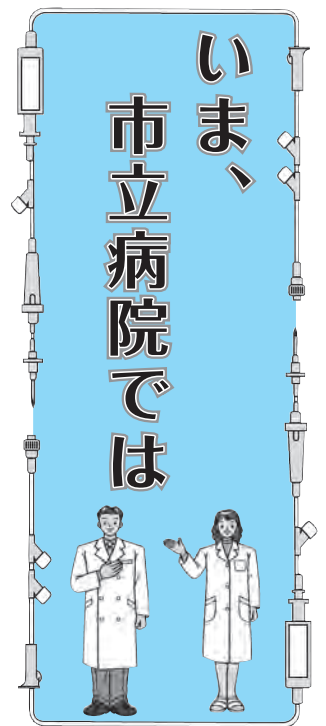
- ・子供と女性の犯罪被害防止
- ・特殊詐欺の被害防止

▽奈良県重点

- ・住宅および車両を対象とした窃盗の被害防止

〔生活安全課 内線322〕





特定看護師の活動

「生活」と「治療」両面の

サポートを目指してー

く影響するといわれています。実際に生活されている場所に訪問することで、床ずれの原因や治りを促進させるヒントが見つかることもあります。

また、当院の認定看護師同行訪問看護を担当している皮膚・排泄ケア認定看護師は、厚生労働省の定める「特定行為に関わる看護師の研修」を2019年に修了し、「特定看護師」としても活動を行っています。

大和高田市立病院では、いくつかの専門チームがあります。その一つに「褥瘡対策チーム」があります。褥瘡対策チームは、院内の褥瘡（床ずれ）を保有しておられる患者さんの治療やケアについて医師、看護師、薬剤師、理学療法士、介護福祉士などの多職種が各々の専門的な立場で意見を出し合い、早期に治療または再発しにくい環境を提案しています。また外来でも、必要に応じて地域の医師や訪問看護師と連携を図ることがあります。2016年から専門的な研修を修了した皮膚・排泄ケア認定看護師が訪問看護師と一緒に床ずれでお困りの患者さんの自宅へ訪問する「認定看護師同行訪問看護」も行っています。床ずれの治療は、薬剤による治療だけでなく生活の様子も大き

ミングで必要な処置を実施することが可能となりました。患者さんや家族の立場に立つたわかりやすい説明に努め、「治療」と「生活」の両面からサポートすることを心がけています。

特定看護師の活動により、病院や地域など療養場所に関わらず専門的ケアを受けられ、安定した状態であれば特定看護師が適切な処置を行うことで、通院の負担を減らし、地域での療養や生活が充実することに貢献できるのではないかと考えます。

一般に認知度の低い「特定看護師」ですが、院内外の医師に指導を受けながら自己研鑽に取り組む、安全かつ有効なリソースとして皆さんに知っていただき、活動の幅を広げていきたいと思っています。

大和高田市立病院

皮膚・排泄ケア認定看護師

特定看護師

堀井 さゆり

〔市立病院 53・2901〕



健やかな毎日を おくるために



天満診療所
医師 梅本典江

「便秘解消のための生活習慣」

□□ナ禍のため外出を控えたり、在宅勤務などで生活スタイルが変化し、便秘に悩む人が増えているようです。

理想のお通じはバナナ1.5〜2本分ぐらいの量で、なめらかで柔らかく黄土色〜茶色のものです。臭いはあまりありません。毎日お通じがなくても、十分な量の排便があり、排便後にスッキリしていれば問題ありません。排便回数が週3回未満で、お腹がモヤモヤしたり、お腹が張って痛くなるということ、不快な症状がある場合に便秘とよんでいます。お通じが出にくく苦痛を感じているなら、毎日の生活習慣の見直しが必要です。

朝起きたらまずコップ1杯の水を飲みましょう。朝食は抜かずに必ずとること。それにより腸管の蠕動運動が始まり、排便が促されます。朝食後は、便意がなくてもトイレに座る時間をとりましょう。洋式トイレでは浅めに座り、少し前かがみになるとスムーズに排便できます。ロダンの「考える人」のポーズをイメージしてみてください。

便のかさを増やす「不溶性」の食物繊維（穀類や野菜）と、便を柔らかくする「水溶性」の食物繊維（海藻や果物）をバランスよくとりましょう。また、腸内の善玉菌を増やすヨーグルトや納豆、みそなどの発酵食品も毎日取り入れましょう。水分は1日1.5リットル以上。腸の動きを活発にするために、週3回ぐらいのウォーキングやラジオ体操がおすすです。

便秘薬には「刺激性下剤」と「非刺激性下剤」があります。市販の便秘薬に多く使われている刺激性下剤（センナ、ダイオウ、アロエなど）は腸管の神経を刺激して蠕動運動を促し排便させますが、常用すると効きにくくなり、自力で排泄する力が弱まってしまいます。安易に使用せずに短期間の使用にとどめましょう。

天満診療所健康教室

▽とき 10月22日（木）

午後1時〜2時

▽ところ 天満診療所

▽テーマ 「貧血」

▽講師 梅本典江

（天満診療所医師）
天満診療所 52・5357

人権シリーズ 211

「たたかう相手はウイルスです」

コロナ差別の愚かさを噛みしめて

本市では、コロナ禍の間、科学的に物事を捉えることの大切さを全面に押しだし、教育・啓発活動を進めてきました。例えば地区別懇談会で考え合ってきた①キリンの角は2本である(×)②虎の耳は黄色一色である(×)③パンダのしっぽは白である(○)などの問題がそれにあたります。見ているようで見ていないという自覚、なかなか科学的になれない自覚を毎年確認してきました。

科学的に物事を捉える力は人権感覚を育む上で欠かせない要素です。科学的、論理的、客観的さらには公平・公正、冷静に物事を判断する、それがなければ、人権など成り立ちません。

さて、今回のコロナ禍では、報道の内容も、医療と経済の両面からのものが多いようです。しかし一方で、医療を巡る周辺の人々の心ない言動、経済政策を背景にした格差の拡大や人々の揺れ・荒れが気になります。



す。人権施策・対策の重要性が増していると感じます。

以下に示すような、さまざまな対象者への暴言暴力、いじめや嫌がらせ、差別や人権侵害が蔓延してきています。①感染者(回復者を含む)②感染者の家族など③医療従事者など④運送業者⑤濃厚接触者とみなされた人、他の都道府県出身者とみなされた人⑥感染者が出た職場や学校など⑦帰国者⑧外国にルーツを持つ人：そのことで命を絶とうとしたり、住まいや仕事を奪われたり：事態は深刻で緊急性を帯びています。

新型コロナウイルスに感染された方々は皆さん被害者です。新型コロナウイルスには、だれもが感染する可能性があります。戦う相手はウイルスです。今、本市でも、科学的思考に裏付けされた人権意識が試されています。

〔人権施策課 内線288〕

おしえて、生活困窮者自立支援法

必見 多様なトワール

今回は、高校卒業後、専門学校に進学するも働くことに意味を感じず、ひきこもり状態が続いているSさんのお話です。

Sさんは、高校在学中に料理の仕事がしたいと夢をもって専門学校に進学しました。学校がない時間には、希望していた飲食のアルバイトをはじめました。しかし、仕事の指示が厳しかったことから、人間関係を良好に築くことができませんでした。その後、Sさんはアルバイトも専門学校も辞め、家にひきこもりはじめました。自分のしたいことを仕事にできても、気に入らないことがあるのなら、働く意味はあるのかとSさんは思うようになりました。

Sさんの両親からは、働く前に必要な能力を養わせたいと相談がありました。就労準備支援事業を利用して、ではどうかと提案しました。就労準備支援事業とは、社会に不安がある人などに、就労訓練や職場体験などを行い、一般就労できるようにサポートする事業です。

Sさんは、なぜ人は働かなければならないのかという疑問はありましたが、さまざまな人たちの意見を聞いてみたいと思い、支援事業に参加してくれることになりました。

Sさんのように、働くことに目的がない人たちは、一度、悩みの話をしていただきたいと思います。

自分自身、家族のこと、地域で気になる人や子どものこと、どんなことでも先ずは一度お話を聴かせてください。

ここから始まる。

〔へんせいせいかつ支援係 44・3111(直通)〕

新着図書のご案内



BOOK

サロン

一般書

景観からよむ日本の歴史	金田 章裕／著	岩波書店
中年格差	橘木 俊詔／著	青土社
目でみる数字	岡部 敬史／文	東京書籍
家事でモめない部屋づくり	三木 智有／著	ディスカヴァー・トゥエンティワン
翻訳の授業	山本 史郎／著	朝日新聞出版

児童書

再生可能エネルギー図鑑	Loop / 監修	日経 BP
牧場・農場で働く人たち	大浦 佳代／文	ペリカン社
音楽が楽しくなる	亀田 誠治／監修	旺文社
わんわんバス	エムナマエ／絵	新日本出版社
やさいだいすきだワニ	タンム・ニュー／絵	おむすび舎

電子図書館 新着コンテンツ

Google サービス完全ガイド		マイナビ出版
るるぶこどもとあそぼ！ 関西 '21		JTB パブリッシング
一日乗車券でめぐる京都さんぽ 2020		JTB パブリッシング
いじめ 心の中がのぞけたら 2～3	本山 理咲／著	朝日学生新聞社
小学生の学力は「教科書」中心学習でグングン伸びる！	親野 智可等／著	すばる舎
変な鳥やばい鳥どでか図鑑	ワクサカソウヘイ／著	樫出版社
腸がきれいになる元食	松生 恒夫／著	法研
キャッシュレス貧乏にならないお金の整理術	横山 光昭／著	クロスメディア・パブリッシング
魚料理の基本	樫出版社編集部／編	樫出版社
るるぶ K-POP × 韓国語		JTB パブリッシング



10月のおはなし会

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、10月に予定されていた「おはなし会」「おはなし会きらら」「えほんのじかん」を中止します。ご了承ください。

おねがい

予約が集中して多くの方が順番待ちをしている本について、皆さんからの寄贈を募っています。ぜひ寄贈のご協力をお願いします。

タイトル	著者	出版社
流浪の月	凧良 ゆう／著	東京創元社
カケラ	湊 かなえ／著	集英社
きたきた捕物帖	宮部 みゆき／著	PHP 研究所
あきない世傳金と銀 8	高田 郁／著	角川春樹事務所
ライオンのおやつ	小川 糸／著	ポプラ社
むかしむかしあるところに、死体がありました。	青柳 碧人／著	双葉社
少年と犬	馳 星周／著	文藝春秋
暴虎の牙	柚月 裕子／著	KADOKAWA

その他にも、欠本の寄贈もよろしくお願いします

逆説の日本史 10、14、15、16、17、21、22、23 巻	井沢 元彦／著	小学館
目利きの難 口入屋用心棒 30 巻 徒目付の指 口入屋用心棒 31 巻 三人田の怪 口入屋用心棒 32 巻	鈴木 英治／著	双葉社
敦盛おくり 新・古着屋総兵衛 16 巻	佐伯 泰英／著	新潮社

〔市立図書館 ☎ 52-3424〕

各種相談

困っていることや心配事など、ご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。
※市外局番は、「0745」です。

相談名	曜日	時間	場所	問合せ
消費生活相談（予約優先）	月～金曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	大和高田市 消費生活センター	消費生活センター ☎22-1101
人権相談	第4火曜日（6、12月のみ第1火曜日）	午後1時～4時	総合福祉会館	人権施策課 ☎22-1101
行政相談	原則第4火曜日 詳しくは、問い合わせてください。	午後1時～4時	総合福祉会館	広報広聴課 ☎22-1101
中小企業金融相談 中小企業経営相談	随時（内容に応じて、産業振興課で相談窓口をご案内します）			産業振興課 ☎22-1101
母子父子相談	月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分		児童福祉課 ☎22-1101
心配ごと相談	第2・4金曜日	午後1時～4時		社会福祉協議会 ☎23-5426
	第2・3火曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	社会福祉協議会 ☎23-5426
法律相談（要予約）	第1・3・4・5木曜日 相談日の2週間前から前日までに予約	午後1時～4時	総合福祉会館	奈良弁護士会 ☎0742-22-2035
司法書士の法律相談（要予約）	第2・3月曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	社会福祉協議会 ☎23-5426
生活相談	第2・3・4・5水曜日 事前に問い合わせてください。	午後1時～4時		社会福祉協議会 ☎23-5426
健康相談・栄養相談（要予約）	毎月1回、所定の日	午前9時～10時		保健センター ☎23-6661
子育てホットライン 健康ホットライン	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時30分		保健センター ☎23-6661
教育ガイダンス	月～金曜日	午前10時～午後5時		青少年センター ☎23-1322
家庭児童相談室	月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分		家庭児童相談室 ☎23-1195
女性相談（要予約）	○第1火曜日・ 第3金曜日 ○第2土曜日 ※祝日等により変更の場合あり	○午前9時15分～ 午後0時5分 ○午後1時～3時50分		人権施策課 ☎22-1101
住まいづくり相談（要予約）	第4水曜日 平日の午前9時～午後5時の間に予約 定員4名	午後1時～4時10分		営繕住宅課 ☎22-1101
税理士による税務相談	2月・3月を除く、第3金曜日 平日（火曜日を除く）の午前9時～午後4時の間に予約、問い合わせ	午後1時～4時	総合福祉会館	近畿税理士会葛城支部 ☎22-5288
就業相談	月～土曜日	午前9時～午後5時	県産業会館3F	高田しごと i センター ☎24-2010
借金お悩みダイヤル	火・金曜日	午後1時～4時		奈良弁護士会 ☎0742-20-7830
相続・遺言お悩みダイヤル	月～金曜日	午前9時30分～午後5時		奈良弁護士会 ☎0742-22-4611
ひまわりあんしん （高齢者・障がいのある人のための法律相談）	火・木曜日	午後1時30分～4時		奈良弁護士会 ☎0120-874-737

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止・変更等になる場合があります。



大和高田市役所 TEL.22-1101 FAX.52-2801	
中央公民館	TEL.22-1315 FAX22-1316
市立土庫公民館	TEL.23-3560
市立菅原公民館	TEL.23-3561
市立陵西公民館	TEL.23-3562
さざんかホール	TEL.53-8200 FAX53-8201
図書館	TEL.52-3424 FAX52-9415
水道部門	TEL.52-1365 FAX23-3850
総合福祉会館	TEL.23-0789 FAX24-2730
社会福祉協議会	TEL.23-5426 FAX23-2298
保健センター	TEL.23-6661 FAX23-6660

市立病院	TEL.53-2901 FAX53-2908
天満診療所	TEL.52-5357 FAX52-5100
青少年課	TEL.23-1322 FAX23-2344
生涯学習課	TEL.53-6264 FAX53-6364
葛城コミュニティセンター	TEL.23-8001 FAX23-8001
クリーンセンター	
企画整備課	TEL.52-1600 FAX52-1685
美化推進課	TEL.53-5383
総合体育館	TEL.22-8862 FAX22-8863
総合公園	TEL.52-4700 FAX52-4701
さくら荘	TEL.23-4126 FAX23-8535
下水道課	TEL.52-1258 FAX52-1295
高田消防署	TEL.25-0119 FAX22-4565
高田警察署	TEL.22-0110 FAX22-2292
JR 西日本	TEL.0570-00-2486

近鉄大和高田駅	TEL.52-2414
近鉄高田市駅	TEL.53-2531
市民交流センター	TEL.44-3210 FAX44-3212
親と子のすこやか広場	TEL.44-3213 FAX44-3214
高齢者いきいき相談室	TEL.44-3215

大和高田市 市民憲章

一、おたがいに、人権を尊重し、働くよろこびをもちましよう。

一、スポーツに親しみ、健康をかちとりましよう。

一、老人に生きがいを、こどもに夢と希望をあたえましよう。

一、教養をふかめ、文化をたかめましよう。

一、自然をまもり、平和なくらしをきずきましよう。